

裁判官の給与

(1) 報酬

(令和3年1月1日現在)

裁判官	検察官	報酬俸給月額 ()は初任給調整手当	一般職の職員	特別職の職員
最高裁判官		2,010,000		○内閣総理大臣
最高裁判事	検事総長	1,466,000		○国務大臣, ○人事院総裁, ○会計検査院長
東京高裁長官		1,406,000		内閣法制局長官, ○内閣官房副長官, ○副大臣, 国家公務員倫理審査会の常勤の会長, ○公正取引委員会委員長
他の高裁長官	東京高検検事長	1,302,000		
	次長検事, 他の検事長	1,199,000		○検査官, ○人事官, 大臣政務官, 公害等調整委員会委員長
判 1	検 1	1,175,000	指定職	常勤の内閣総理大臣補佐官, 国家公務員倫理審査会の常勤の委員, 公正取引委員会委員, 国家公安委員会委員
判 2	検 2	1,035,000		公害等調整委員会の常勤の委員, 証券取引等監視委員会委員長, 中央更生保護審査会委員長
判 3	簡 特 検 3	965,000		
判 4	簡 1 検 4	818,000		
判 5	簡 2 検 5	706,000		
判 6	簡 3 検 6 副 特	634,000		
判 7	簡 4 検 7 副 1	574,000		
判 8	検 8 副 2	516,000		
	簡 5	副 3	行政職(一)9級	
補 1	簡 6 検 9 副 4	421,500		
補 2	簡 7 検 10 副 5	387,800		
補 3	簡 8 検 11 副 6	364,900	〃 8級	
補 4	簡 9 検 12 副 7	341,600		
補 5	簡 10 検 13 副 8	(19,000) 319,800	〃 7級	
補 6	簡 11 検 14 副 9	(30,900) 304,700		
補 7	簡 12 検 15 副 10	(45,100) 287,500	〃 6級	
補 8	簡 13 検 16 副 11	(51,100) 277,600		
補 9	簡 14 検 17 副 12	(70,000) 256,300	〃 5級	
補 10	簡 15 検 18 副 13	(75,100) 247,400	〃 4級	
補 11	簡 16 検 19 副 14	(83,900) 240,800	〃 3級	
補 12	簡 17 検 20 副 15	(87,800) 234,900		

(注1)◎印は親任官、○印は認証官である。

(注2)議員歳費については、衆・参議院の議長は217万円、同副議長は158万4,000円、国會議員は129万4,000円である。

(注3)初任給調整手当は、副検事には支給されない。

(2) 諸手当

ア 支給対象

(令3.1.1現在)

給与種目	最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官	判事及び4号以上の報酬を受ける簡易裁判所判事	判事補及び5号以下の報酬を受ける簡易裁判所判事
初任給調整手当	×	×	○ (判事補5号以下及び簡易裁判所判事10号以下に限る。)
扶養手当	×	×	○ (※)
地域手当	○	○	○
広域異動手当	×	○	○
住居手当	×	×	○
通勤手当	○	○	○
単身赴任手当	× (高裁長官は○)	○	○
特殊勤務手当	×	×	○
特地勤務手当	×	○	○
期末手当	○	○	○
勤勉手当	×	○	○
寒冷地手当	× (高裁長官は○)	○	○
裁判官特別勤務手当	×	○ (平日深夜は×)	○ (判事補11号以下及び簡易裁判所判事16号以下は×)

(注) ○印は支給されるものを、×印は支給されないものを示す。

※ 判事補1号及び2号並びに簡易裁判所判事5号から7号までは、子に限られる。

イ 手当の内容

種 目	支 給 額 等	
初任給調整手当	判事補12号(87,800円)から同5号(19,000円) 簡易裁判所判事17号(87,800円)から同10号(19,000円)	
扶養手当	扶養親族の種類	扶養手当額
	配偶者 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹 満60歳以上の父母及び祖父母 重度心身障害者	① 判事補3号及び4号並びに簡易裁判所判事8号及び9号は、各3,500円 ② 判事補5号以下及び簡易裁判所判事10号以下は、各6,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	各10,000円
	※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円を加算	
地域手当	(報酬、扶養手当の月額の合計額) × 支給割合	
	支給割合	支給地域
	1級地(20%)	東京都特別区
	2級地(16%)	大阪市、横浜市ほか
	3級地(15%)	名古屋市、さいたま市、千葉市ほか
	4級地(12%)	立川市、神戸市ほか
	5級地(10%)	広島市、福岡市、京都市、堺市ほか
	6級地(6%)	仙台市、高松市、静岡市ほか
広域異動手当	(報酬、扶養手当の月額の合計額) × 支給割合	
	※支給割合は、異動等前後の官署間の距離が①300キロメートル以上の場合100分の10、②60キロメートル以上300キロメートル未満の場合100分の5 ※地域手当との併給調整あり	
住居手当	(ア) 借家、借間 家賃16,000超27,000以下…家賃-16,000 家賃27,000超61,000未満…(家賃-27,000)÷2+11,000 家賃61,000以上…28,000 (単位円、100円未満切捨) (イ) 配偶者等の居住する借家(単身赴任手当受給職員に限る。) (ア)の額の2分の1の額	
通勤手当	6か月定期券等の価額(1か月当たり55,000円を限度)、異動等に伴い新幹線等を利用する職員については、6か月定期券等の価額(特別料金分)の2分の1の額(1か月当たり20,000円を限度)を加算	
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額 職員の住居から配偶者の住居までの距離に応じて最高70,000円	
特殊勤務手当	帰還困難区域において行う作業に従事した日1日につき、①6,600円(3,960円)、②1,330円、居住制限区域において行う作業に従事した日1日につき、①3,300円(1,980円)、②660円 ※①は屋外において行うもの、②は屋内において行うもの、()内は作業従事時間が4時間に満たないもの ※同一の日において、2以上の作業に従事した場合は、手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。	

種 目	支 給 額 等						
特地勤務手当	(異動時の（報酬+扶養手当）の月額×1/2+支給時の（報酬+扶養手当）の月額×1/2) ×支給割合						
	支給割合	官 署					
	5級地（20%）	徳之島（鹿児島）					
	4級地（16%）	八丈島（東京）					
	3級地（12%）	新島（東京），上県（長崎），名瀬・種子島・屋久島・甑島（鹿児島），石垣・平良（那覇）					
	2級地（8%）	伊豆大島（東京），西郷（松江），巣原・五島・新上五島・壱岐（長崎）					
期末手当	1級地（4%）	寿都（函館）※冬期は2級地					
	(準特地勤務手当) 上記官署又は佐渡、高森若しくは夕張への異動に伴って住居を移転した職員には、別に異動時の（報酬+扶養手当）の月額の6%以下を支給（夕張は冬期に限る。）						
勤勉手当	報酬等の①2.55, ②2.15, ③1.35, ④3.35月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月, 12月……各①1.275, ②1.075, ③0.675, ④1.675月分] ※①は判事補5～12号、簡裁判事1～17号、②は判事補1～4号、簡裁判事5～9号、③は判事、簡裁判事特号及び簡裁判事1～4号の報酬を受ける裁判官、④は最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官 ※支給割合は令和3年4月1日から適用されるもの。						
寒冷地手当	報酬等の①1.9, ②2.3, ③2.0月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月, 12月……各①0.95, ②1.15, ③1.0月分] ※①～③の区分は「期末手当」欄に同じ						
	支給地域に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで毎月支給 (単位 円)						
	区分	支給地域	世 帯 主	非世帯主			
			扶養親族あり				
	1級地	旭川, 帯広, 北見ほか	26, 380	14, 580			
	2級地	札幌, 鈴鹿, 小樽ほか	23, 360	13, 060			
	3級地	函館, 室蘭, 浦河ほか	22, 540	12, 860			
	4級地	青森県内, 山形, 盛岡, 長野ほか	17, 800	10, 200			
				7, 360			
裁判官特別勤務手当	①裁判所の休日の臨時又は緊急の必要等による勤務及び②平日深夜の臨時又は緊急の必要による勤務各1回につき、 判 事 簡裁判事 特～4号 ①18,000円 判事補 1, 2号〃 5～7号 ①12,000円 ②6,000円 〃 3, 4号〃 8, 9号 ①10,000円 ②5,000円 〃 5, 6号〃 10, 11号 ①8,500円 ②4,300円 〃 7～9号〃 12～14号 ①7,000円 ②3,500円 〃 10号〃 15号 ①6,000円 ②3,000円						